

# 簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(家計急変世帯分)」(様式第3号)と一緒に

収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

① 下記にチェック(☑)してください。

私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて

・直近の家計状況に基づき判定をするため、申請月に可能な限り近接した月を選定してください。  
・令和3年の源泉徴収票や確定申告書等による申請も可能です。

氏名(ふりがな)	世帯の者が属する年月	障害者控除等の適用	任意の1か月で申し立てる場合、その年月	給与収入	事業収入又は不動産収入	年金収入	見込額 D×12	非課税相当収入限度額
				[A]	[B]	[C]	[D]	[E]
令和4年度住民税確定前は、令和3年度における取扱いに応じて判定します。				収入合計額 A+B+C= [D]		158,866 円	1,906,392 円	1,378,000 円
1 やす すすむ 野洲 進	1 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	令和4年 1月	0 円	100,000 円	58,866 円		
2 やす はなこ 野洲 花子	0 人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 未申告	令和4年 1月	0 円		53,699 円		
3								
4								
5								

申請日時点で扶養している者の人数

・世帯全員が⑥≤⑦となれば、給付対象となります。  
・⑥>⑦の場合、裏面の「③年間所得により申し立てる場合」についても記入してください。

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が世帯の者として届け出ている」として記入してください。
- ② 「令和3年度住民税非課税世帯等」として記入してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」として記入してください。
- ④ 「任意の1か月で申し立てる場合、その年月」として記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月で申し立てる場合、その年月」として記入してください。

【コロナにより減収したことがわかる書類】  
・コロナ罹患による欠勤・死亡・休業等の場合は、診断書(写し)、領収書(写し)など  
・コロナによる経営悪化に起因する給与削減等の場合は、給与を支払う事業者の証明書(任意)など  
・コロナによる経営悪化に起因する退職の場合は、離職票など

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与と明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

進さん(扶養1名)

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(ふりがな) 氏名	年間収入 見込額 ⑥	【控除】			年間所得 見込額 ⑥-(⑧+⑨+⑩) ⑪	非課税所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1	やす すずむ	1,906,392 円	0 円	600,000 円	① 706,392 円	600,000 円	828,000 円
	野洲 進						
2	やす はなこ	644,388 円	0 円	0 円	② 600,000 円	44,388 円	380,000 円
	野洲 花子						
3							
4							
5							

例.  
10万円/月の事業収入に対して、  
5万円/月の経費がかかる場合

世帯全員が⑪≤⑫となれば、給付対象となります。

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①⑥の額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②⑥の額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
- ③⑥の額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
- ④⑥の額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - ② : 60万円超130万円未満 → 60万円
  - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- ① : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 110万円超330万円未満 → 110万円
  - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

$$\text{⑪年間所得見込額} = \text{⑥年間収入見込額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。  
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

進さん(扶養1名)

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用